

# 告示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

添付された図画等によると、当該地敷地境界付近に室外機やキュービクル等の設置があり、一部の設備において当該地敷地境界における予測結果で規制基準値を超過する結果となっていることから、近隣関係者から苦情等が発生することが予想されますので、改めて騒音対策の検討をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年七月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター